

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

開示請求をした者（以下「請求者」という。）は、平成13年11月13日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、提出の産業廃棄物処理施設等設置計画書（木くず破碎処理）の添付書類のうち、次に掲げるものの開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 4の処理工程図及び処理により発生する廃棄物等の処理方法
- (2) 5の立地環境調査結果を記載した書類（生活環境影響調査書）
- (3) 9の別表第1の1の（5）アに定める者の承諾書の写し
- (4) 10の関係住民に対する説明会の開催状況を明らかにした書類（別記第2号様式）

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、提出の産業廃棄物処理施設等設置計画書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 第三者に対する意見聴取

実施機関は、本件公文書に実施機関以外のものに関する情報が記録されているため、平成13年11月20日付けで条例第9条第1項の規定に基づき、本件公文書に情報が記録されている異議申立人に対して意見書提出の機会を付与した。

4 実施機関の処分

実施機関は、平成13年12月10日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を請求者及び意見書提出の機会を付与した異議申立人に通知した。

5 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成13年12月14日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。

6 執行停止の決定

実施機関は、平成13年12月20日付けで本件処分執行停止の決定を行い、請求者及び異議申立人に通知した。

7 参加

実施機関は、請求者からの申請に基づき、平成14年1月10日付けで請求者が利害関係人として本件異議申立てに参加することを許可した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、本件請求に係る(3)の同意書及び(4)の事業説明会の開催状況報告書の部分開示の決定の取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件請求に係る公文書のうち、(3)の同意書(以下「同意書」という。)及び(4)の事業説明会の開催状況報告書(以下「報告書」という。)以外の書類は、廃棄物処理施設設置許可申請書に必要な書類であるが、同意書及び報告書は、法的に必要な書類ではなく、行政指導により添付した書類で、設置許可、営業変更許可申請に法的影響力を与え、また、拘束するものではない。
- (2) 請求者の実弟は、異議申立人の系列会社と民事訴訟中であり、本件請求は、訴訟の和解条件を有利にする方便としてなされたものと推測され、また、開示されると第三者にも悪影響を及ぼすことになる。
- (3) 請求者は、自治会の情報を集め、個人的に地域住民へ圧力をかけようとしているほか、とるに足らぬ問題を発掘し、ささいな不備を取り上げ、裁判を有利にしようとしており、開示されると異議申立人及び系列会社に多大の迷惑と不利益を与える。
- (4) 地区内の同意状況を細部にわたり精査して確認することは、今後の異議申立人の社会的信用、地区内融和に大きな影響を与える。
- (5) 本件請求に係る公文書のうち、(1)の処理工程図(以下「処理工程図」という。)並びに(2)の産業廃棄物処理施設等設置に係る立地環境調査書(以下「立地環境調査書」という。)及び生活環境影響調査書(以下「生活環境影響調査書」という。)については、許可の合法性を確認する目的であろうと推測されるので、開示されても支障はない。

第4 参加人の主張要旨

- (1) 本件公文書に係る産業廃棄物処理施設から500メートルの区域内に5自治会（ ）約180世帯が関係しているが、 を除く関係地域の自治会は誰も承諾していない。
また、 自治会長は、異議申立人の代表者であり、 地区においても、関係住民として承諾した者はいない。
- (2) 異議申立人の代表取締役が代表取締役を兼任する別会社は、地権者の同意書を偽造して処分場の設置に及んでおり、そのことで現在係争中で、同じような経緯により、中間処分場を営んでいる可能性が高い。
- (3) 同意書及び報告書については、一部の自治会がその開示を承諾しており、承諾者は保護権益を放棄しているものであるから、条例の趣旨からすれば、少なくとも承諾自治会のものについては開示すべきである。
- (4) 現在も施設より、黒煙、騒音、振動、ちりほこり等が絶え間なく発生し、定期的に水質検査も行われており、関係住民は、環境汚染の不安と精神的苦痛を受け、大変迷惑している。
- (5) 他の地域では、山口県産業廃棄物適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）に従い、説明会の開催や住民の理解承諾を得て、処理施設が設置されているが、本件産業廃棄物処理施設の設置では要綱に沿った関係住民を対象とした説明会は開催されていない。

第5 実施機関の説明要旨

1 公文書の内容

本件公文書は、異議申立人が産業廃棄物処理施設（木くずの破砕施設）を設置するため、要綱第7条第1項の規定に基づき作成した産業廃棄物処理施設等設置事業計画書の一部で、柳井環境保健所に提出され、同所で保有している条例第2条第2項に規定する公文書である。

2 部分開示とした理由

次の情報は、開示することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第11条第2号本文に該当し、同号イからロのいずれにも該当しないので、非開示を決定した。

- (1) 生活環境影響調査書の図-1（測定地点）及び図-2（予測地点図）の地図に記載された個人の氏名
- (2) 同意書の役職、氏名及び印影
- (3) 報告書の説明者の役職及び氏名

第6 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

- (1) 要綱第7条は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可等を受けようとする者は、あらかじめ環境保健所長に協議しなければならないと定めている。

本件公文書は、要綱第7条第1項の規定に基づき、異議申立人が産業廃棄物処理施設(木くずの破碎施設)を設置するため、当該産業廃棄物処理施設の設置場所を管轄する柳井環境保健所に協議のために提出した産業廃棄物処理施設等設置事業計画書の添付書類である処理工程図、立地環境調査書、生活環境影響調査書、同意書及び報告書で、柳井環境保健所が保有しているものである。

- (2) 条例は、第2条第2項において、「公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)(以下「文書等」という。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義しており、産業廃棄物処理施設の設置に関し、事前協議のために提出され、実施機関に含まれる柳井環境保健所が審査し、現在保有している本件公文書は、条例第2条第2項に規定する公文書に該当することは明らかである。

2 条例第11条第2号の該当の有無について

- (1) 条例第11条第2号について

ア 条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第2号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して

実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

イ 特定の個人の識別については、一般的には、住所及び氏名でもって可能となるが、氏名又は印影だけであっても、住居地、雇用関係等と結びつけることにより、特定の個人が識別される可能性がある。

(2) 本件公文書について

ア 本件処分において、実施機関が開示をしないとした個人の氏名、役職及び印影に関する情報（以下「本件非開示情報」という。）は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、開示をすることができる情報を規定する同号イ、ロ及びニに該当するものでないことは明らかである。

イ また、条例第11条第2号ハについては、法令等とは条例第3条の規定から法令又は条例をいい、要綱が法令等に該当しないことから、本件非開示情報はハに規定するものにも該当しない。

ウ 知る権利を規定する条例の目的及び条例第4条の「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならない。」との規定から、請求者の権利を最大限に尊重して判断したとしても、次のとおり、条例第11条第2号ハに該当するということとはできない。

エ 産業廃棄物処理施設は、技術基準を満たしていなかったり、適正を欠く管理が行われた場合等には、周辺住民の生活環境や自然環境に悪影響を与える可能性があることは否定できない。

そのため、設置許可の審査資料となる安全確保、生活環境の保全等に関する情報については、十分な対策がとられているか否かを周辺住民が検証できるよう、広く情報の公開を行うことが必要であるといえることができる。

しかし、条例第11条第2号ハに規定する公開することが公益上必要とは、県民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保するために必要ということであり、本件非開示情報は、個人に関する情報であって、産業廃棄物処理施設の設置に伴う生活環境や自然環境への影響に関する情報とは認められない。

また、同意書の偽造についての参加人の主張は可能性についての一方向的な主張であって、本件公文書の同意書が偽造されているという明らかな証拠はなく、報告書についても現実に開催された説明会の記録であると認められ、このような状

況で、公益上開示することが必要ということとはできない。

オ 次に、一部の自治会がその開示を承諾しているという参加人の主張について判断するが、これは、申立書を提出した者が同意書に記録されている同意者と同一人であることを前提としたものではない。

参加人が意見書に添付した申立書は、参加人が一方的に添付したものに過ぎず、申立書を提出した者が同意書に記録されている同意者と同一人かどうかを明らかにすることは、請求者である参加人に同意書を開示したと同様の結果となるからである。

開示請求に係る公文書に当該実施機関以外の者に関する情報が記録されているときの取扱いについて、条例第9条第1項は「開示請求に係る公文書に当該実施機関以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、第7条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」と、同条第2項は「実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第11条第2号ハ又は第3号イからハまでに規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」と規定している。

しかし、本件非開示情報は、前述したとおり、条例第11条第2号ハに規定するものに該当するものではなく、開示をしないことができる個人に関する情報であることが明らかであるので、条例第9条第1項又は第2項の規定による同意書に記録されている同意者に対する手続は要せず、本件異議申立てを審査するに当たって、審査会が参加人に求めた意見書に自治会住民の開示を要請する申立書を添付して提出したからといって、実施機関が条例に基づき適正に行った本件処分を変更する理由とはならない。

3 条例第11条第3号の該当の有無について

(1) 条例第11条第3号について

条例第11条は、同条第3号に規定する「法人(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第3号イからハに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「これらに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

(2) 本件公文書について

異議申立人が開示をしないよう求めているのは、本件公文書のうち、同意書及び報告書である。

まず、同意書には、異議申立人が産業廃棄物処理施設を設置することについて、関係法令を遵守し、環境保全上支障を与えないことを条件に同意するという内容が印字され、自治会名と同意者の役職、氏名及びその印影が記録されており、同意書として当然のことが記録されているに過ぎず、特定の個人が識別される同意者の役職、氏名及びその印影を除いて開示をしたとしても異議申立人に不利益が生じる情報と認めることはできない。

次に、報告書には、産業廃棄物処理施設の稼働に伴う環境への影響についての関係住民等の意見、その意見に対して設置者が講じようとする措置等とともに、説明者の氏名及び役職が記録されているが、産業廃棄物処理施設の設置が周辺住民の生活環境や自然環境に与える影響については、積極的に情報を公表することが必要であることは前述したとおりで、産業廃棄物処理施設の設置に伴う安全確保、生活環境の保全等に関する情報は、設置者として説明又は公表すべきものであり、同意書と同様、特定の個人が識別される説明者の氏名及び役職を除いて開示をしたとしても異議申立人に不利益が生ずる情報ということとはできない。

4 まとめ

これらのことから判断すると、本件非開示部分を除いて本件公文書の開示をすることとした実施機関の本件処分は相当であるといえることができる。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第7 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）